

医政発 0330 第 7 号
職 発 0330 第 2 号
社援発 0330 第 30 号
平成 28 年 3 月 30 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長
都道府県労働局長 } 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」及び「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」について

政府は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（以下「尼協定」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（以下「比協定」という。）に基づき入国した外国人看護師・介護福祉士候補者について、平成 25 年度までに入国したインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者並びにフィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者に対して、外交上の配慮の観点から、一定の条件の下、特例的に 1 年間に限り滞在期間の延長を認めることとしている（「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成 23 年 3 月 11 日閣議決定（別添 1。以下「平成 23 年閣議決定」という。）、平成 25 年 2 月 26 日閣議決定（別添 2。以下「平成 25 年閣議決定」という。）及び平成 27 年 2 月 24 日閣議決定（別添 3。以下「平成 27 年閣議決定」という。））を参照）。本特例措置は、協定外の枠組みにおいて、協定に規定する我が国の義務を超えて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を 1 回に限り得られるようにすることを目的としたものである。

上記閣議決定による滞在期間の延長を認めるに当たっての条件等に関し、改正前の「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成 23 年厚生労働省告示第 192 号。以下「尼特例指針」という。）及び「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者

の雇用管理、研修の実施等に関する指針」(平成 24 年厚生労働省告示第 190 号。以下「比特例指針」という。)により、平成 27 年度までに協定に基づく滞在期間が満了した候補者について定めていたところである。

今般、平成 28 年度中に協定に基づく滞在期間が満了する候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めるべく、尼特例指針及び比特例指針を改正して、平成 25 年閣議決定及び平成 27 年閣議決定に基づき在留資格の延長が認められる平成 25 年度に入国したインドネシア人看護師候補者及びフィリピン人看護師候補者並びに平成 24 年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めたところである(改正後の尼特例指針は別添 4、比特例指針は別添 5)。

今般の尼特例指針及び比特例指針の運用に際しての留意点は下記のとおりであるので御了知願いたい。

なお、法務省により、尼特例指針及び比特例指針で定めた条件を在留資格の許可要件として位置づけるための指針「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成 23 年法務省告示第 367 号)及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成 24 年法務省告示第 159 号)(以下「法務省指針」と総称する。)が、近日中に改正され、適用される予定である。

記

第一 特例看護師候補者について

一 総論(尼特例指針第一及び比特例指針第一関係)

1 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例インドネシア人第六陣看護師候補者及び特例フィリピン人第五陣看護師候補者(以下「特例看護師候補者」と総称する。)が、それぞれインドネシア及びフィリピンの看護師の資格を有していること、また、入国前においてインドネシア人看護師候補者については 2 年以上、フィリピン人看護師候補者については 3 年以上の看護業務の実務経験を積み、入国後においては 2 年を超える研修を通じて看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

2 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において労働契約に基づいて就労・研修を行う特例看護師候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

二 特例受入れ機関における研修としての就労(尼特例指針第二の一及び比特例指針

第二の一関係)

1 特例看護師候補者の要件等(尼特例指針第二の一の1及び比特例指針第二の一の1関係)

(1) 特例受入れ機関と特例看護師候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例看護師候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省指針による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第一において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

(2) 特例看護師候補者としての在留許可後の活動について

特例看護師候補者は、平成 28 年度に実施される看護師国家試験（以下「平成 28 年度看護師試験」という。）までの期間は、平成 28 年度看護師試験に合格し、看護師資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、平成 28 年度看護師試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 平成 27 年度に実施された看護師国家試験の得点について

尼特例指針第二の一の1及び比特例指針第二の一の1の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「平成 27 年度看護師国家試験の必修問題の合格基準となる点と一般問題及び状況設定問題の合格基準となる点との合計点の5割以上の得点」以上とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成 27 年度に実施された看護師国家試験（以下「第 105 回看護師試験」という。）において、第 105 回看護師国家試験成績通知書における必修問題及び一般問題・状況設定問題の得点の合計が 96 点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件(尼特例指針第二の一の2及び比特例指針第二の一の2関係)

尼特例指針第二の一の2の(1)で準用する「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 312 号。以下「尼協定指針」という。）第二の一の3の(7)及び比特例指針第二の一の2の(1)で準用する「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 509 号。以下「比協定指針」という。）第二の一の3の(7)の「不正の行為」については、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成 20 年 5 月 19 日付け医政発第 0519001 号、職発第 0519001 号、社援発第 0519001 号、老発第 0519004 号（最終改正平成 25 年 3 月 6 日付け医政発 0306 第 1 号、職発 0306 第 1 号、社援発 0306 第 2 号、老発 0306 第 1 号）。以下「尼協定通知」という。）の記の第四及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れ

の実施に関する指針」等について」（平成 20 年 11 月 6 日付け医政発第 1106012 号、職発第 1106003、社援発第 1106004 号、老発第 1106007 号（最終改正平成 25 年 3 月 6 日付け医政発 0306 第 3 号、職発 0306 第 3 号、社援発 0306 第 4 号、老発 0306 第 3 号）。以下「比協定通知」という。）の記の第四と同様であること。

3 研修の要件（尼特例指針第二の一の 3 及び比特例指針第二の一の 3 関係）

（1）「看護研修改善計画」について

① 看護研修改善計画の作成の基本について

尼特例指針第二の一の 3 の（1）及び比特例指針第二の一の 3 の（1）中の「看護研修改善計画」については、第 105 回看護師試験の時点における看護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例看護師候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成 28 年度看護師試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第 2－1 号により作成するものであること。

② 看護研修プログラムの策定について

看護研修改善計画の一部として、平成 28 年度看護師試験までの間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定するものであること。

（2）特例看護師候補者が従事する業務について

特例看護師候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

（3）「研修責任者」及び「研修支援者」について

① 尼特例指針第二の一の 3 の（2）及び比特例指針第二の一の 3 の（2）の「研修責任者」は看護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、尼協定指針及び比協定指針に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることも差し支えないこと。

② 尼特例指針第二の一の 2 の（1）で準用する尼協定指針第二の一の 3 の（3）及び比特例指針第二の一の 2 の（1）で準用する比協定指針第二の一の 3 の（3）において「看護職員の半数以上が看護師であること」としているが、こ

の要件の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の二の 5（2）及び比協定通知の記の第二の二の 5（2）の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件（尼特例指針第二の一の 4 及び比特例指針第二の一の 4 関係）

尼特例指針第二の一の 4 及び比特例指針第二の一の 4 の労働契約の要件については、尼協定通知の記の第三の一の 2 及び比協定通知の記の第三の一の 2 と同様であること。

5 その他

（1）特例看護師候補者としての滞在

特例看護師候補者の滞在は、特例看護師候補者としての在留許可を受けた最初の日から 1 年間とされること。

（2）診療報酬上の配置基準の取扱いについて

特例看護師候補者の診療報酬上の配置基準の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の二の 2 及び比協定通知の記の第二の二の 2 と同様であること。

（3）特例看護師候補者の不法就労の防止等

特例看護師候補者の不法就労の防止等については、尼協定通知の記の第六及び比協定通知の記の第六と同様であること。

（4）在留資格及び就労可能な施設について

特例看護師候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、労働契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。

なお、特例看護師候補者は、指定された病院以外の施設において就労することはできないこと。

三 看護師の資格取得後の就労（尼特例指針第三の一及び比特例指針第三の一関係）

特例看護師候補者が看護師の資格を取得したときは、協定に基づく看護師としての滞在・就労が可能である。

四 厚生労働省による確認（尼特例指針第四の一及び比特例指針第四の一関係）

1 厚生労働省による確認の概要

尼特例指針第四の一及び比特例指針第四の一において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下第一の四において「特例受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が尼協定又は比協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省医政局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び第 105 回看護師試験の得点（尼特例指針第二の一の 1 の（2）及び（3）又は比特例指針第二の一の 1 の（2）及び（3））、受入れ機関の適切な研修を実施する意思（尼特例指針第二の一の 2 の（2）及び比特例指針第二の一の 2 の（2））及び受入れ機関による看護研修改善計画の作成及びその実施体制の

整備（尼特例指針第二の一の3の（1）及び（2）並びに比特例指針第二の一の3の（1）及び（2））に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省指針による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることがあるので、特例受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 特例受入れ希望機関による確認依頼の様式

1の依頼については、許可希望者が特例インドネシア人第六陣看護師候補者である場合は平成28年5月20日（金）までに別紙様式第3-1号を、特例フィリピン人第五陣看護師候補者である場合は平成28年5月13日（金）までに別紙様式第3-2号を、当省職業安定局長及び医政局長に対し、別紙様式第2-1号を添付の上、提出することにより行うものであること。

第二 特例介護福祉士候補者について

一 総論（尼特例指針第一及び比特例指針第一関係）

1 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者（以下「特例介護福祉士候補者」と総称する。）が、それぞれインドネシア及びフィリピン国内において一定の教育課程を経た上で、日本において3年を超える研修を通じて介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

2 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において労働契約に基づいて就労・研修を行う特例介護福祉士候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

二 特例受入れ機関における研修としての就労（尼特例指針第二の二及び比特例指針第二の二関係）

1 特例介護福祉士候補者の要件等（尼特例指針第二の二の1及び比特例指針第二の二の1関係）

（1）特例受入れ機関と特例介護福祉士候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例介護福祉士候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省指針による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第二において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

（2）特例介護福祉士候補者としての在留許可後の活動について

特例介護福祉士候補者は、平成 28 年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成 28 年度介護福祉士試験」という。）までの期間は、平成 28 年度介護福祉士試験に合格し、介護福祉士資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、平成 28 年度介護福祉士試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 平成 27 年度に実施された介護福祉士国家試験の得点について

尼特例指針第二の二の 1 及び比特例指針第二の二の 1 の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「平成 27 年度介護福祉士国家試験（筆記試験）の合格点の 5 割以上」とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成 27 年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「第 28 回介護福祉士試験」という。）の筆記試験の得点が 36 点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件（尼特例指針第二の二の 2 及び比特例指針第二の二の 2 関係）

尼特例指針第二の二の 2 の（1）で準用する尼協定指針第二の二の 3 の（4）及び比特例指針第二の二の 2 の（1）で準用する比協定指針第二の二の 3 の（4）の「不正の行為」については、尼協定通知の記の第四及び比協定通知の記の第四と同様であること。

3 研修の要件（尼特例指針第二の二の 3 及び比特例指針第二の二の 3 関係）

(1) 「介護研修改善計画」について

尼特例指針第二の二の 3 の（1）及び比特例指針第二の二の 3 の（1）中の「介護研修改善計画」については、第 28 回介護福祉士試験の時点における介護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例介護福祉士候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成 28 年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第 2-2 号により作成するものであること。

(2) 特例介護福祉士候補者が従事する業務について

特例介護福祉士候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での介護福祉士資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

① 尼特例指針第二の二の 3 の（2）及び比特例指針第二の二の 3 の（2）の「研修責任者」は介護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、尼協定指針及び比協定指針に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることも差し支えないこと。

- ② 尼特例指針第二の二の二の（１）で準用する尼協定指針第二の二の三の（３）及び比特例指針第二の二の二の（１）で準用する比協定指針第二の二の三の（３）において「常勤の介護職員の４割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の三の三及び比協定通知の記の第二の三の三の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件（尼特例指針第二の二の四及び比特例指針第二の二の四関係）

尼特例指針第二の二の四及び比特例指針第二の二の四の労働契約の要件については、尼協定通知の記の第三の一の二及び比協定通知の記の第三の一の二と同様であること。

5 その他

（１）特例介護福祉士候補者としての滞在

特例介護福祉士候補者の滞在は、特例介護福祉士候補者としての在留許可を受けた最初の日から１年間とされること。

（２）配置基準の取扱いについて

特例介護福祉士候補者は、就労を開始した日から６月を経過した介護福祉士候補者に該当するため、尼協定指針第二の二の三の（２）及び比協定指針第二の二の三の（２）に基づき、配置基準上の職員として算入することが可能であること。

（３）特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等

特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等については、尼協定通知の記の第六及び比協定通知の記の第六と同様であること。

（４）在留資格及び就労可能な施設について

特例介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、労働契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。

なお、特例介護福祉士候補者は、指定された介護施設以外の施設において就労することはできないこと。

三 介護福祉士の資格取得後の就労（尼特例指針第三の二及び比特例指針第三の二関係）

特例介護福祉士候補者が介護福祉士の資格を取得したときは、協定に基づく介護福

祉士としての滞在・就労が可能である。

四 厚生労働省による確認（尼特例指針第四の二及び比特例指針第四の二関係）

1 厚生労働省による確認の概要

尼特例指針第四の二及び比特例指針第四の二において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下第二の四において「特例受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省社会・援護局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び第 28 回介護福祉士試験の得点（尼特例指針第二の二の 1 の（2）及び（3）並びに比特例指針第二の二の 1 の（2）及び（3））、受入れ機関の適切な研修を実施する意思（尼特例指針第二の二の 2 の（2）及び比特例指針第二の二の 2 の（2））及び受入れ機関による介護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備（尼特例指針第二の二の 3 の（1）及び（2）並びに比特例指針第二の二の 3 の（1）及び（2））に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省指針による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることがあるので、特例受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 特例受入れ希望機関による確認依頼の様式

1 の依頼については、許可希望者が特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者である場合は平成 28 年 4 月 13 日（水）までに別紙様式 3－3 を、許可希望者が特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者である場合には平成 28 年 4 月 19 日（火）までに別紙様式 3－4 を、当省職業安定局長及び社会・援護局長に対し、別紙様式第 2－2 号を添付の上、提出することにより行うものであること。

第三 受入れ調整機関による相談対応等（尼特例指針第五及び比特例指針第五関係）

尼特例指針第五及び比特例指針第五において、受入れ調整機関（公益社団法人国際厚生事業団）は、特例受入れ機関からの報告の受理、特例看護師候補者及び特例介護福祉士候補者（以下「特例候補者」と総称する。）の入出国及び滞在に係る支援、特例候補者からの相談等への対応並びに特例受入れ機関の相談等への対応を実施するものであること。また、受入れ調整機関は、特例候補者の協定に基づく滞在時と同様に、受入れ機関番号及び候補者番号を一意的に付番することにより、特例受入れ機関及び特例候補者に関する情報管理等を行うとともに、特例候補者の協定に基づく滞在時の管理情報と相互に参照可能とするものであること。

第四 在留資格変更時報告、定期報告及び随時報告について

一 報告の様式について

尼特例指針第五の一の 2 及び比特例指針第五の一の 2 に関し、特例受入れ機関は、

在留資格変更時報告は別紙様式第1号により、定期報告及び随時報告は尼協定通知及び比協定通知の相当する様式により、それぞれ受入れ調整機関に提出することにより行うこと。なお、尼協定通知の様式第2-1別紙1及び様式第2-2別紙1並びに比協定通知の様式第2-1別紙1及び様式第2-2別紙1については研修責任者が、尼協定通知の様式第2-1別紙2及び様式第2-2別紙2並びに比協定通知の様式第2-1別紙2及び様式第2-2別紙2については特例候補者が、それぞれ記入するものであること。

二 報告の提出時期について

尼特例指針第五の一の2の(1)及び比特例指針第五の一の2の(1)による在留資格変更時報告については、その雇用する特例候補者が法務省指針による在留資格変更の許可を受けた日から2週間以内に受入れ調整機関に報告するものであること。

尼特例指針第五の一の2の(2)及び比特例指針第五の一の2の(2)による定期報告については、平成29年1月1日現在の特例受入れ施設の要件及び労働契約の要件の遵守状況に関するものは平成29年2月20日までに、平成28年10月1日現在の研修の実施状況に関するものは平成28年11月20日までに、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

尼特例指針第五の一の2の(3)及び比特例指針第五の一の2の(3)による随時報告については、同イに該当する特例候補者の死亡・失踪・不法就労活動に関するものはこれらの事実を把握した日から遅くとも1週間以内に、同ロに該当する在留資格変更の報告にあつては許可を受けた日から2週間以内に、同ニに該当する特例候補者の平成28年度看護師試験及び平成28年度介護福祉士試験の合否結果に関するものは当該試験の合否発表日から2週間以内に、同ホに該当する特例候補者の帰国に関するものは帰国日から2週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。